

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二 様

枚方市長 竹内 脩



要望書について（回答）

要 望 事 項	回 答
<p>1. 職員問題について</p> <p>自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。</p> <p>特に社会保障関係職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。</p>	<p>[人事課]</p> <p>行政運営の円滑な執行の観点から、適正な人員配置を行うことは重要な課題であると認識しています。職員配置については、正職員による配置を基本としつつ、職務の専門性等、業務内容に応じて様々な任用形態をとっており、正規職員以外についても公務員としての基本的な意識付けのための研修や、各職場での研修などにより、市民サービスの向上に努めています。</p> <p>また、職員の生きがいについても、時間外勤務の縮減や、仕事と子育てなどの両立の支援や、職員への意識啓発によりワーク・ライフ・バランスの推進に努めていきます。</p> <p>なお、本市では、平成 26 年 3 月に職員定数基本方針を策定し、方針に基づく職員の適正配置や社会経済情勢の変化や複雑化・多様化する市民ニーズへ対応できる執行体制の確保に取り組んでいきます。</p>
<p>2. 国民健康保険・医療について</p> <p>① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は 0 円にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれ</p>	<p>[国民健康保険室]</p> <p>①本市では、これまでから国が示す繰出金通知に基づく基準を超えて国民健康保険特別会計に繰り出しているところであり、今年度も保険料上昇を抑えるべく昨年度と同等の繰り入れを行っています。今後とも、一般会計及び国民健康保険特別会計の財政状況を踏まえて対応していきます。</p> <p>保険料減免制度については、「枚方市国民健康保険条例」及び「施行規則」で規定に従い運用しており、所得制限はありますが、児童扶養減免も行っています。</p> <p>医療費の一部負担金の減免についても、「枚方市国民健康保険一部負担金の減免等の措置に関する規則」を制定し、運用</p>

もこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ、パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフレットなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。

② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を遵守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとづき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あ

しており、これらの制度については、窓口でチラシを設置しているほか、市ホームページやすべての国保世帯に配布する「国保ガイド」に掲載して周知を図っています。

生活保護基準引き下げによる保険料減免と一部負担金減免での影響については、申請や相談において直接の影響はないと考えています。今後も所得の著しい減少などの場合において、条例及び規則に従い適切に対応していきます。

[国民健康保険室]

② 資格証明書は法令に基づき交付しています。交付にあたっては、滞納者に一律に交付するのではなく、納付相談等により生活実態等を聴取し、柔軟に対応しています。

「特別な事情」と判断される場合については、窓口で速やかな対応を行っています。

また、資格証明書交付世帯のうち、高校生世代までの被保険者に対しては、短期被保険者証を交付しています。交付方法は対象世帯に通知を行い、窓口での交付を基本としていますが、接触のとれない場合は郵送しています。

国民健康保険料を納期限までに納付しない場合の滞納処分の例は地方自治法第231条の第3項に「地方税の例により処分することができる」と定められていますが、実態としては何よりも本人との接触の機会を持ち、個々の実情を把握しながら分割納付等の納付相談を行っています。

また、財務部の債権回収課と連携し、財産調査等の結果によっては滞納処分の停止を行っており、生活保護受給者についてはこれまでも滞納処분을停止しています。

差押禁止財産については差押執行時に確認を行い、差し押さえを行わないようにしています。

[国民健康保険室]

③ 職場研修の一環として、毎年4月に新たに異動となった職員と新入職員に対し、国民健康保険制度の研修を実施しています。重要な事案が生じた場合は、その都度職員に周知し、定期的に開いている担当グループごとの事務連絡会議で、周知の徹底に努めています。

[国民健康保険室]

④ 納付相談や一部負担金の相談の際、生活困窮を訴えられ

るので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象になることを生活保護担当課にも周知徹底すること。

⑤ 国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開すること。

⑥ 2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より抛出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならぬという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見を出すこと。

⑦ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

⑧ 無料定額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

3. 健診について

① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結

た場合には、実情に応じて生活福祉室(生活保護担当課)へ案内しています。

また、国保加入者が生活保護を受給された場合、通常は本人が生活保護受給開始証明を持参されることで、脱退の処理を行っていますが、生活福祉室から提供されるデータを突合し処理することも毎月行っており、今後も情報交換等連携を図っていきます。

[国民健康保険室]

⑤ 国民健康保険運営協議会の委員は被保険者を代表する委員を公募しています。本協議会は原則公開しており、資料・議事録はホームページで公開しています。

[国民健康保険室]

⑥ 保険財政共同安定化事業については、大阪府に対し情報の提供と十分な協議、さらに保険料負担が増加する市町村に対しては、財政支援を行うなどの必要な対策を求めているところ です。

[国民健康保険室]

⑦ 地方単独事業にかかる医療費波及分については、国庫補助対象費用額に含まれるよう国に働きかけるとともに、カット額は全額府において補填されるよう求めています。また、波及分に対しての府補助金については、平成 22 年度から廃止となりましたが、国のカットがなくなるまでの間は、府において財政処置を講じられるよう求めています。差額分については、最終的に一般会計からの繰入に含まれています。

[国民健康保険室]

⑧ 無料定額診療事業は保険制度外の事業であり、保険者において紹介することは保険制度を推進する立場から適当でないと考えます。

[国民健康保険室]

① 特定健康診査の内容については、国の定めた基本項目に加え、独自項目としてクレアチニン・尿酸・尿潜血・心電図検査を実施し、費用は無料としています。受診しやすい環境づくりと

核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

して、休日健診や集団健診も実施しています。

また、研究会で情報交換を行い、専門紙などで全国の取り組みの情報も入手するなどし、受診率向上のための研究を行っています。

[国民健康保険室]

- ② がん検診と特定健診の同時受診については、医療機関の協力を得ながら拡充を図っていきます。平成25年度は大腸がん検診を無料で受診できる無料クーポンを国民健康保険被保険者の65歳と70歳の方に特定健診受診券と同封してお送りしています。

[保健センター]

②健康増進法に基づき、胃がん、子宮頸がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診を市内の取扱医療機関にて実施しています。がん検診の受診率向上を目的として、平成21年度から子宮頸がん・乳がん検診を平成23年度からは大腸がん検診の無料クーポン券の配付を実施しています。

今年度は、大腸がん検診無料クーポン券は継続して配付するとともに、子宮がん検診は20歳、乳がん検診は40歳の人にえ、平成21年度から平成24年度の間に、無料クーポン券を配付した人で、過去5年間に於いて未受診であった人に、リコール(再勧奨)として無料クーポン券を配付しました。

また胃がん対策として、35歳から60歳までの5歳刻みの対象年齢の者に、ピロリ菌検査受診券(取扱医療機関にて500円で受診可:免除制度あり)を配付しました。胃がんの発生に関連のあるピロリ菌抗体検査の検査結果に応じた指導を行うことで、胃がんの健康度を保つとともに胃がん検診の有効性を伝え、双方の効果により胃がんによる死亡の抑制を図っていきます。

特定健診との同時受診に関しては、双方の受診率の向上を目的に、全てのがん検診を委託医療機関の検診に一本化し、枚方市国民健康保険被保険者の特定健康診査取扱医療機関と市のがん検診取扱医療機関を同じ一覧表で示し、市民に対して同時受診への勧奨をしているところです。

検診料はがん検診の種類により、300円から2000円を徴収していますが、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は免除制度があります。

今後も引き続きがん検診の受診率の向上に向け、周知・啓発に努めてまいります。

<p>③ 人間ドック助成を行うこと。</p> <p>④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。</p>	<p>[国民健康保険室]</p> <p>③ 40歳から74歳の国民健康保険被保険者に対し、特定健診と人間ドックの併用受診として人間ドック費用から特定健診分を差し引いて受診できる制度があります。併用受診ができない医療機関での受診の場合は、「人間ドック費用助成制度」により、受診後に申請いただくと7500円の補助を行っています。</p> <p>[国民健康保険室]</p> <p>④ 平成22年度から開始した日曜日検診は、実施回数を年12回に増やし、平成25年には枚方市駅周辺だけではなく、津田地域でも実施し、平成26年度には地域をさらに拡大します。今後も、受診しやすい環境整備に取り組んでいきます。</p>
<p>4. 介護保険について</p> <p>①第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などをつくること。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。</p> <p>②国庫負担割合の引き上げを国に求めること。</p> <p>③直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し希望するすべての利用者</p>	<p>[高齢社会室]</p> <p>①第6期計画期間における介護保険料の段階設定や減免の基準等につきましては、介護保険法の改正を受けて行われる政令改正など、国の動向を注視しながら適切に対応してまいります。</p> <p>[高齢社会室]</p> <p>②介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって自治体の財政が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げることや、調整交付金(5%)は別枠で財源を確保するよう、市長会を通じて国に要望しています。</p> <p>[高齢社会室]</p> <p>③要支援の方の訪問介護・通所介護サービスを予防給付から地域支援事業へ移行することなどの内容が含まれた、「地域医療・介護推進法」が成立しています。市としては、サービスの質の低下を招かないよう、現行の給付費をベースに事業費を設定するよう、市長会を通じて国へ要望しているところです。</p>

には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制(担当課、担当職員数、委託先団体、連絡先等)を明らかにすること。

④利用者負担割合を引き上げないこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは、市町村として独自減免を行うこと。

⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

⑥不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

「多様な主体による多様なサービス」の具体的な担い手については、今後、国から示されるガイドラインに基づき適切に対応してまいります。また、「新しい総合事業」を実施する本市の体制につきましても、今後国の動向を的確に把握し、体制を確立させていきます。

[高齢社会室]

④本市では介護給付は法令に則り実施しております。低所得者の介護保険利用料軽減対策については、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度等で、減免に要する費用については国庫負担となるよう、引き続き市長会を通じて国に要望しています。

補足給付につきましては、「地域医療・介護推進法」の成立に基づき法令を適正に遵守していくこととし、引き続き国・府の動向にも注視していきます。

[高齢社会室]

⑤高齢者施設の整備につきましては、「ひらかた高齢者保健福祉計画 21(第5期)」に基づき、平成 26 年 2 月に 18 床のグループホーム、4 月には、80 床の特別養護老人ホームと 29 床の地域密着型特別養護老人ホームがオープンしています。また、平成 26 年度末には、もう 1 施設、29 床の地域密着型特別養護老人ホームがオープンする予定です。

今後の高齢者施設の整備につきましては、今年度に策定します、平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする「ひらかた高齢者保健福祉計画 21(第6期)」において、必要な整備数を見込んでまいりたいと考えています。

[福祉指導監査課]

⑤急増している高齢者住宅については、関係法令を遵守するよう、指導権限を有する部署との連携強化に努めていきます。

[高齢社会室]

⑥本市では、介護給付は法令通知に則り実施しており、ケアマネジメントに基づく適正なサービス提供がなされているものと認識しています。

<p>⑦第6期介護保険事業計画の策定に当たっては、「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1か所設置すること。</p>	<p>[高齢社会室]</p> <p>⑦「ひらかた高齢者保健福祉計画21(第6期)」の策定にあたっては、枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議し、策定していくこととしています。また計画策定にあたり、市内にある日常生活圏域ごとのニーズ調査を計3回にわたり実施し、この調査結果を高齢者福祉専門分科会で審議のうえ、適切に計画に反映してまいります。</p> <p>なお、現在の日常生活圏域は、2から5の小学校区で構成されており、各圏域に1か所ずつ、地域包括支援センターを設置し、きめ細やかな相談対応業務をおこなっています。</p>
<p>5. 障害者の65歳問題について</p> <p>①介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行うこと。</p> <p>②64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。</p>	<p>[障害福祉室]</p> <p>①介護保険第1号被保険者となった障害者に対するサービスの適用に関しては、厚生労働省通知を踏まえ、介護保険に無いサービス等を引き続き希望される場合、利用者の意向をもとに障害福祉サービスでの支給決定を行っています。</p> <p>[高齢社会室]</p> <p>②介護保険制度では、非課税世帯につきましては利用者負担が高額にならないように上限額が設けられ、超えた分は高額介護サービス費として払い戻されています。公的保険制度であり、受益者負担の観点から介護保険サービスの利用者負担を無料とするのは困難であります。</p>
<p>6. 生活保護について</p> <p>①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。</p> <p>②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください。)</p>	<p>[生活福祉室]</p> <p>①ケースワーカーについては、今後も引き続き必要な人員の確保に努めてまいります。</p> <p>また、生活保護関係法令等の実務に関する研修のみならず人材育成研修も実施し、市職員として法令遵守と人権を尊重した対応に努めています。</p> <p>[生活福祉室]</p> <p>②「生活保護のしおり」については、生活保護法の一部改正等を反映したものにする等、必要に応じ、より良いものへと改良していきます。</p> <p>生活保護の相談等に来られた場合は、生活保護制度についての権利と義務等を十分に説明し、相談者に理解していただいた上で、申請をしていただくことが適切な方法であると考えています。</p> <p>また、申請については相談者の申請意思を十分に確認し、申</p>

<p>③申請時に違法な助言・指導はしないこと。 2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。 就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。</p> <p>④通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。</p> <p>⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。 以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず^a、健康悪化を招く事態をつくらないこと。</p> <p>⑥自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。</p> <p>⑦警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。</p>	<p>請権を阻害することのないよう、心がけております。</p> <p>[生活福祉室]</p> <p>③生活保護の申請をされたときは、生活上の義務や届出の義務等について説明を行っています。 就労指導については、被保護者の年齢、資格、職歴等の状況に加え、稼働能力を活用する就労の場等を総合的に勘案した上で、適切な指導を行っています。</p> <p>[生活福祉室]</p> <p>④保護の実施要領に基づき、通院や求職活動にかかる交通費の内容を確認した上で移送費として支給しています。 また、移送費については、保護決定時にお渡しする「生活保護のしおり」に記載しています。</p> <p>[生活福祉室]</p> <p>⑤夜間、休日等で使用する医療扶助受給者証は、既に発行し対応しております。 また、医療扶助については、保護の実施要領に基づき扶助を行っています。</p> <p>[生活福祉室]</p> <p>⑥自動車の保有については、判決を踏まえ、生活保護の実施要領等の規定に基づき、適切に判断してまいります。 また、本市で発行している「生活保護のてびき」において、自動車の保有について記載しております。</p> <p>[生活福祉室]</p> <p>⑦適正化ホットラインは、生活困窮者の早期発見に努めると共に、生活保護費の不正受給が、市民や適正に保護を受給されている方の信頼を損ねるものとなることから、元警察官を配置し、不正受給の対応を行っているものです。</p>
---	--

<p>⑧介護扶助の自弁を強要しないこと。 ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。</p> <p>7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて</p> <p>①子ども医療費助成制度は、2013年4月段階で1)全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2)1349自治体(77.4%)が所得制限なし、3)831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。</p> <p>②妊婦健診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。</p> <p>③就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年8月、今年の4月の生活保護基準引</p>	<p>[生活福祉室]</p> <p>⑧介護扶助の運営要領に基づき、介護扶助の適正な実施に努めています。</p> <p>[医療助成課]</p> <p>①本市では、こどもの医療費助成制度として、小学校就学前までの入通院費助成、小学生の入院費助成に加え、平成26年10月より、小学校3年生までの通院費助成を行うこととなりました。所得制限は設けていません。この制度は、大阪府の「市町村乳幼児医療費助成事業」に上乘せして実施しているものです。</p> <p>また、本市では、大阪府市長会を通じて、府に「市町村乳幼児医療費助成事業」の対象年齢の拡充を要望するとともに、国に対しても、子どもの医療費公費助成制度の創設を要望しています。</p> <p>中学卒業までの医療費の助成は、現在の財政状況では困難と考えていますが、今後も国や府の状況等を踏まえながら、検討を行ってまいります。</p> <p>[保健センター]</p> <p>②妊婦健診の助成額については、平成25年度より11万6,840円(14回)に増額し、従来から市が独自施策として実施している妊産婦歯科健診と合わせ、総額12万1,840円に拡充しています。これにより妊婦が自己負担をほとんどすることなく、国の示す標準的な内容の妊婦健康診査を実施することができ、経済的負担の大幅な軽減につながると考えております。</p> <p>[学務課]</p> <p>③本市の就学援助の認定につきましては、所得金額で審査しており、認定基準額は、大阪府標準生計費に前年度消費者物価指数の変動率を乗じて求めた額に、扶養人数や配偶者の扶養状況等を考慮し、設定しています。</p> <p>申請手続きにつきましては、毎年4月1日から翌年2月末までの間で、学校以外に市役所市民課窓口、各支所(津田・香里ヶ丘・北部)の窓口、教育委員会学務課窓口でも受け付けております。</p>
--	---

<p>下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。</p>	<p>第1回の支給月につきましては、できる限り直近の所得状況により審査するため、6月の所得の確定を確認し、最短の7月に支給しております。</p> <p>また、平成23年度より、従来「新入学学用品費」として中学校第1学年の第1回目に支給していた費目を、小学校第6学年の時に「中学校入学準備金」として最終回の3月に支給を受けることができるように改正しております。</p>
<p>④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。</p>	<p>[企画課]</p> <p>④本市においては「新婚」「子育て世代」を要件とした家賃補助制度はありませんが、大阪府において、「新婚・子育て世帯向け家賃減額補助制度」があり、本市の12住宅が対象となっています。</p>
<p>⑤独自の「子ども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。</p>	<p>[医療助成課]</p> <p>⑤本市では、独自の現金支給制度は、実施していませんが、従来の医療費助成制度に加え、市の単独予算で平成26年10月より、小学校3年生までの通院費助成を開始する予定です。</p>
<p>⑥中学校給食は自校式・完全給食・全員給食とすること。</p>	<p>[学校給食課]</p> <p>⑥本市の中学校給食は、選択制の共同調理場ランチボックス方式としており、平成28年のできる限り早期に実施する予定です。</p>
<p>⑦ここ10年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。</p>	<p>[企画課]</p> <p>⑦人口の流入流出については、転出超過の状況から、本市の人口は平成21年をピークに減少傾向に転じており、微減傾向が続いています。大都市への流入などもその一因と考えており、引き続き定住人口の確保に向けて、「健康医療」「教育文化」の都市ブランドの確立などにより、本市の魅力を市内外に発信し、より多くの方々に選ばれるまちとなるよう取り組みを進めています。</p>
<p>8. 地域要望について</p>	<p>[保健センター]</p>
<p>(1) 乳幼児期に関して</p>	<p>①乳幼児健康診査においては、疾病や障害の早期発見・早期対応に努めています。経過観察が必要な場合は、小児神経科医や児童精神科医等専門医による二次健診及び心理相談員による個別発達相談を実施し、必要に応じて療育や医療との連携を図っています。また個別支援を通して継続支援が必要と思われる子どもと保護者を対象に乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室事業）を実施し、小集団での親子の保育を通じて子</p>

<p>②経過観察(二次検診、育児教室、親子教室等)から、必要な子供たちが必要な時期に適切な支援が受けられるよう、幼児療育園すぎの木園の利用定員を増員して下さい。</p>	<p>どもの発達支援と保護者の育児支援等、早期の対応に努めています。</p> <p>[子育て支援室]</p> <p>②現在での両施設におけます保育室数など施設状況から定員増は困難な状況となっておりますが、平成24年4月の児童福祉法改正の趣旨等を踏まえ、平成26年度に、幼児療育園及びすぎの木園につきましては、効果的な保育や療育が行えるよう両施設の機能を有した児童発達支援センターの整備計画の策定に取り組むこととしております。その整備計画策定の中で、定員の拡充も検討していきます。</p>
<p>③幼児療育園、すぎの木園の利用希望の可否は現在の保育所入所可否に先立って行うよう改善して下さい。</p>	<p>[子育て支援室]</p> <p>③幼児療育園の4月1日時点での契約児童数は、定員を満たしていない状態であり、年度途中の通所決定につきましても、1日あたりの出席児童数の状況により行っています。</p> <p>すぎの木園につきましては、卒退園時の状況により新たな通所児童数が決まることから、保育所等入所決定に先立ちすぎの木園の通所決定を行うことは、難しいと考えています。</p>
<p>④幼児療育園、すぎの木園の地域開放行事(ひまわりクラブ、すくすくグループ)の開催回数、職員体制を充実して下さい。</p>	<p>[子育て支援室]</p> <p>④幼児療育園が取り組んでいます「枚方市幼児療育園親子交流会(ひまわりクラブ)」や、すぎの木園が取り組んでいます「枚方市発達障害児子育て支援事業(すくすくグループ)」は、現在の施設と職員体制のなかで取り組んでいるものです。</p> <p>今後、児童発達支援センターの整備計画を検討する中で、地域支援機能などの充実も併せて検討していきます。</p>
<p>⑤新年度、幼児療育園立て替え、杉の木園のリニューアルの方向性(基本計画)の策定に着手して下さい。また、これにあたっては、利用児保護者、障害児家族の要望を幅広く取り入れて下さい。</p>	<p>[子育て支援室]</p> <p>⑤平成26年度に、幼児療育園及びすぎの木園につきましては、効果的な保育や療育が行えるよう両施設の機能を有した児童発達支援センターの整備計画の策定に取り組むこととしており、その策定にあたりましては、関係部署との協議や保護者との意見交換を行いながら、進めていきたいと考えています。</p>
<p>⑥児童発達支援センターの機能の一つの相談支援事業を充実させ、修学前から学齢期における一貫した相談支援が受けられるようにして下さい。</p>	<p>[子育て支援室]</p> <p>⑥平成24年4月の児童福祉法の改正趣旨を踏まえ、児童発達支援センターに求められています地域支援機能を実施し、障害児支援に取り組んでいきます。</p>

<p>(2)ショートステイに関して</p> <p>①介護者の疾病や急用等、緊急時に、いつでも24時間体制で安心して利用できる施設を市として確保してください。</p> <p>②緊急時の利用に際し、市が利用できる施設を探すなどのコーディネーター機能を果たして下さい。</p>	<p>[高齢社会室]</p> <p>①「ひらかた高齢者保健福祉計画 21(第5期)」に基づき、平成26年4月には、ショートステイ床を併設した特別養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームがオープンしています。また、平成26年度末には、もう1施設、ショートステイ床を併設した、地域密着型特別養護老人ホームがオープンする予定です。</p> <p>今年度策定します、「ひらかた高齢者保健福祉計画 21(第6期)」におきましても引き続き、ショートステイの必要な給付量を見込んでまいります。</p> <p>[障害福祉室]</p> <p>①障害福祉計画第3期において、平成24年度から平成26年度まで必要とされるショートステイのサービス量を見込み、事業者の参入等促しているところです。平成27年度以降、3年間に必要とされるサービス量は、今後第4期の計画として定めていくものの、現時点で、いつでも利用可能な施設の確保は困難な状況となっています。</p> <p>[障害福祉室]</p> <p>②短期入所施設の利用に関しては、利用者の障害種別や程度に応じた適切な介護が必要であり、利用可能な施設を確保しておくためにも、普段より緊急時に備えた短期入所施設の利用を呼び掛け、近隣の短期入所施設の案内や、情報提供に努めています。</p>
<p>(3)65才からの介護保険制度及び後期高齢者医療制度適用について</p> <p>①介護保険サービスの適用に際して、「一律に(当該)介護保険サービスを優先的に利用するものとはしない」とした厚生労働省通知(平成19年3月28日付第328002号)に従い利用者の意向を踏まえてください。</p> <p>②65歳以前に無料で利用できていた障害福祉サービスが、65歳になったとたん介護保険サービスに移ると1割の利用料が請求されるという年齢による制度的矛盾を解消するために、市独自の利用料減免制度を設けてください。</p>	<p>[障害福祉室]</p> <p>①介護保険サービスの適用に関しては、厚生労働省通知を踏まえた上で、介護保険に無いサービス等希望される場合、利用者の意向を聞き取り、障害福祉サービスの支給決定を行っています。</p> <p>[高齢社会室]</p> <p>②本市では、介護給付は法令通知に則り適正に実施いたしております。65歳以上の被保険者で介護が必要な方すべてを対象としており、受益者負担の観点からサービス利用料の自己負担を減免することは困難であります。</p>

<p>③ 65歳到達時に、加入する医療保険を国民健康保険か後期高齢者医療保険か選択する際、保険料や医療費等、十分な情報提供と相談窓口を置いて下さい。</p>	<p>[国民健康保険室]</p> <p>③ 75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度には、65歳から74歳までの方で、申請により広域連合が一定の障害があると認めた方もご加入いただくことができます。</p> <p>制度の情報提供は、広報ひらかたへの記事掲載をはじめ、案内ポスターを庁舎内と各支所に掲示しています。</p> <p>また、国民健康保険担当や医療助成課からの送付物の中に後期高齢者医療制度についての案内文書を同封したり、障害福祉室が作成する「福祉のてびき」に制度について説明しています。</p> <p>平成26年度の機構改革により、国民健康保険担当と後期高齢者医療担当が国民健康保険室としてひとつになりました。室内でより連携を強化し、スムーズな運用を行っていきます。</p>
--	---